

地方分権改革有識者会議「雇用対策部会」 の報告書等について

地方分権改革有識者会議「雇用対策部会」での議論について

- ハローワークの無料職業紹介等について議論するため、地方分権改革有識者会議の下に「雇用対策部会」が設置された(平成25年5月)。
- 「雇用対策部会」では、厚労省が現在検討中の「ハローワークの求人情報の自治体へのオンライン提供」を中心に議論することとされている(ハローワークの地方移管は直接の議論の対象とはされていない。)

「雇用対策部会」の概要

構成員

岩村正彦 (東京大学大学院教授)
鎌田司 (元共同通信社編集委員兼論説委員)
◎小早川光郎 (成蹊大学法科大学院教授)
須藤修 (東京大学大学院情報学環長
学際情報学府府長)
谷口尚子 (東京工業大学准教授)
(◎は部会長)

議論の経過

- ・ 平成25年6月21日 第1回開催
《関係者(※)からヒアリング》
※厚労省、埼玉県知事、新潟市長、連合、経団連
- ・ 平成25年7月1日 第2回開催
《報告書(案)の検討》
- ・ 平成25年8月29日 報告書とりまとめ

地方分権改革有識者会議「雇用対策部会」報告書(要旨)

【経緯】

- i) 地方公共団体が行う無料職業紹介は、平成16年3月に許可制から届出制に改正。その後、無料職業紹介を実施する地方公共団体は増加傾向。
- ii) 平成21年3月の「出先機関改革に係る工程表」においては、無料職業紹介事業において必要となる国のシステム・端末を地方の職員が利用できるようにすることなどとされているが、現在まで未実施。

1 求人情報の提供

- i) ハローワークの求人情報を地方公共団体に提供する取組を、地方分権の観点から、積極的に推進。
- ii) 地方が、求人情報をどのように活用し、どのような成果を目指すのか、ビジョンを明確にして取り組むことを期待。
- iii) 情報提供のためのシステムの検討に当たっては、情報セキュリティを念頭に置きつつ、導入費用が過大にならないよう配慮。

効果： 無料職業紹介事業を住民サービスと組み合わせてワンストップで実施する地方公共団体が、

ハローワークの全国ネットワークの求人情報を活用することにより、一層充実したサービスを提供できる。

2 円滑・効果的な実施のための取組

地方公共団体は、ハローワークの求人情報を適切に活用できるよう、職員の専門性向上に積極的に取り組むとともに、国はこれを支援。

3 国と地方公共団体の協議・連携

上記を着実に推進するため、国と地方公共団体は早急に協議し、連携を図る。

ハローワーク求人情報の民間人材ビジネス及び地方自治体へのオンライン提供

概要

- 労働市場全体としての求人・求職のマッチング機能を強化するため、職業紹介を行う民間人材ビジネスや地方自治体
が希望する場合に、ハローワークが保有する求人情報※をオンラインで提供する。※求人事業主が提供を希望しない場合を除く。
- 提供方式は、民間人材ビジネスや地方自治体が、
 - ① ハローワークの求人情報提供端末と同等の端末を設置する方式
 - ② 加工可能な形式でデータをダウンロードできるようにする方式
 について調整中。(希望に応じ、①と②は選択可能(併用も可能))

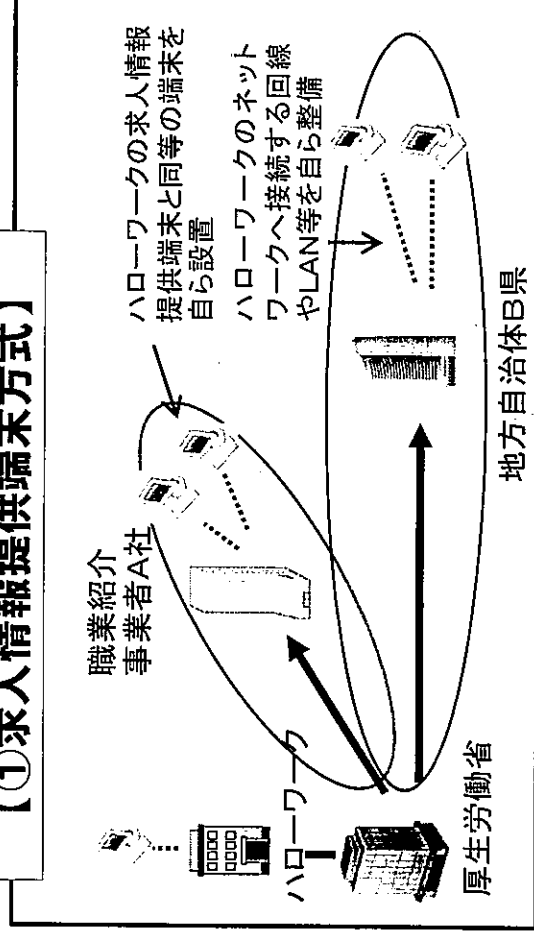
※その他実施方法の詳細については調整中

実施時期・予算要求

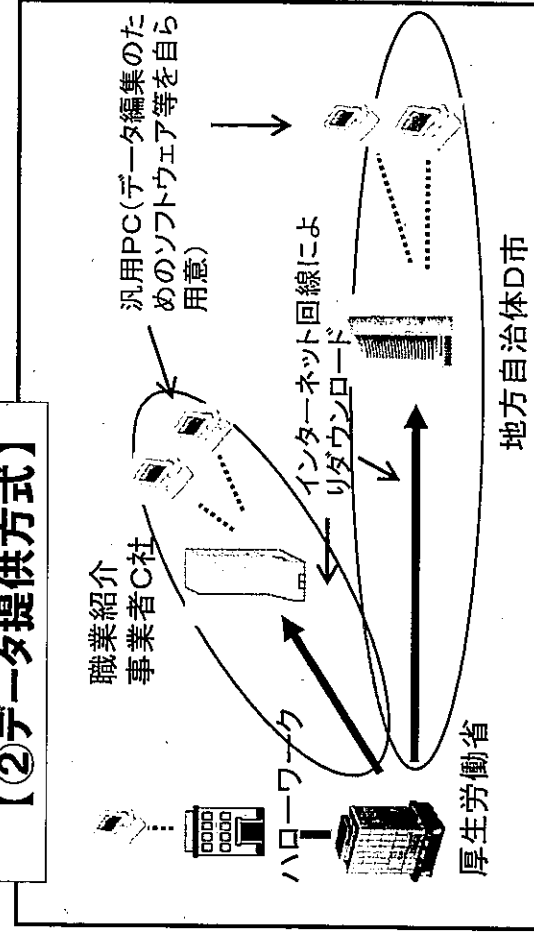
- 平成26年度中のできるだけ早期の開始に向けて調整中
- 実施に必要なハローワークの業務システムの改修等の経費を要求 (平成26年度概算要求額 1,270,751千円)

～ 実施方法 (イメージ) ～

【①求人情報提供端末方式】



【②データ提供方式】



⇒ ハローワークの端末と同等の操作性

⇒ 独自のデータ編集等が可能

オンライン提供の実施方法① ～各方式の概要～

方式	求人情報提供端末方式	データ提供方式
概要	対象団体がハローワークの求人情報提供端末と同等の端末を自ら設置することで、ハローワークと同様の求人情報の提供が可能となる。(ハローワークに設置している求人情報提供端末と同様にタッチパネルによる簡単な操作で全国の求人検索が可能。)	ハローワークの求人情報を加工可能な形式(CSV形式)でダウンロードできるようにする。対象団体は自らデータをダウンロードし、任意に編集した上で求人情報の提供が可能となる。また、APIを活用して、XML又はJSON形式のデータを自らのシステムに自動的に取り込むことができるようにする。
開始時期	平成26年度中のできるだけ早期に開始(夏～秋で調整中) ハローワークの業務システムの更新を平成27年度途中(9月)で調整中)に行うため、①現行システムのの一部改修による暫定運用(平成27年度途中まで)、②システム更新後の本格運用、の2段階で実施	平成26年度中のできるだけ早期に開始(夏～秋で調整中)
提供対象となる団体(対象団体)	有料・無料職業紹介を行う職業紹介事業者(地方自治体においては、民間の職業紹介事業者に委託する場合等を含む)	
提供する求人の範囲	ハローワーク内で求職者に公開している全国の求人(求人事業者が提供を希望しない場合を除く)	
対象団体に必要な機器等の概要	オンラインで求人情報を受け取るために必要な機器等一式(厚生労働省指定の仕様の端末)、施設内のLAN、ハローワークのシステムに接続するための回線など(いずれも保守契約等を含む)を、自らの費用負担で業者と契約し調達・整備	汎用PC、インターネット回線、データの編集等を行うためのソフトウェアなどを自らの費用負担で用意
対象団体の費用負担	端末10台、3年間実施の費用試算(必要機器等を全て定価で新規調達した場合。調達方法(入札等)等により変動) ①暫定運用期間中に開始(暫定運用1年、本格運用2年) 3年間の費用計 1,571万円程度(税込み) うち一時経費 574万円程度 運用経費 997万円程度 ②本格運用開始後に開始(本格運用3年) 3年間の費用計 1,044万円程度(税込み) うち一時経費 191万円程度 運用経費 853万円程度 ※全て既存機器等を活用する場合の費用負担は、端末再設定費用の29万円程度	必要な機器等があれば新たな費用負担はない (ただし、ダウンロードしたデータを編集・表示する等のソフトウェアは自ら構築することが必要)
利用の手続	最低限の利用要件・規約への同意が必要	
その他	○求人は随時更新 ○暫定運用期間中は、対象団体独自の検索設定ができないなど機能に一部制約	○前営業日終了時点の有効求人提供対象 ○ハローワークのサーバーに負荷がかかるため、ダウンロード可能な時間帯の制限などがありうる

※現在調整中の案であり今後変更がありうる。

オンライン提供の実施方法② ～利用要件・規約～

利用要件・規約

○ハローワークの求人は、求人事業主がハローワークの職業紹介を受けることを希望して提出するもの。このため、求人事業主との関係で必要な最低限の利用要件・規約を設ける。また、求人情報提供端末方式の場合は、ハローワークの求人情報提供ネットワークに接続するため、最低限の保守・管理の要件・規約を設ける。

【利用要件・規約の案(主なもの。今後さらに調整)】

- 職業紹介以外の目的での利用や第三者・不特定多数の者への提供はしないこと。
- 職業紹介を行う際は、職業紹介事業者自ら、求人事業主に労働条件を確認し、職業紹介を行うことについて求人事業主の同意を得ること。
- 有料職業紹介事業者は、手数料について求人事業主に十分に説明し、同意を得て職業紹介を行うこと。
- 求人事業主に対して、求職者に不利益となるような雇用形態や労働条件の変更を働きかけないこと。また、求人事業主の意向に反して、営業活動を行わないこと。
- 職業紹介事業者の業務により発生した苦情は全て職業紹介事業者が処理すること。
- 利用要件・規約に違反した場合や職業安定法に基づき有料職業紹介事業の許可の取消、事業停止命令及び改善命令を受けた場合は、厚生労働省の判断で提供を中止する可能性があること。
- オンライン提供された(ダウンロードした)求人情報の利用又は利用停止に関して生じた損害について、厚生労働省は一切責任を負わず、損害賠償する義務はないものとする。
- オンライン提供された(ダウンロードした)求人情報を利用し、第三者又は厚生労働省に対して損害を与えた場合も、職業紹介事業者は自らの責任と費用により解決するものとする。
- 求人の充足を把握した場合や求人条件に変更があることを把握した場合などは、ハローワークに連絡すること。
- ハローワークとの連絡調整に当たたる連絡責任者を置くこと。
- 求人情報提供端末を設置する場合は、管理責任者を置くこと。また、システムの保守・管理を適正に行うこと。